**平成２６年（フ）第２７５号**
北海道函館市千歳町３番２号
破産者　加藤組土建株式会社
1　決定年月日　平成28年３月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
函館地方裁判所

**平成２７年（フ）第２０１号**
盛岡市西仙北１丁目32番１号
破産者　特定非営利活動法人少子高齢化対策支援協議会
1　決定年月日　平成28年３月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
盛岡地方裁判所第２民事部

**平成２７年（フ）第８４７号**
東京都八王子市元本郷町２丁目12番４－101号
破産者　渡辺　美夏
1　決定年月日　平成28年３月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

**平成２７年（フ）第３５１号**
静岡県浜松市東区笠井新田町693番地の10
破産者　株式会社エヌテック
1　決定年月日　平成28年３月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

**平成２７年（フ）第１２７号**
鳥取県鳥取市賀露町西１丁目2898－２
破産者　有限会社正垣園芸
1　決定年月日　平成28年３月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
鳥取地方裁判所民事部

**平成２６年（フ）第５４３号**
岡山市中区関169番地16
破産者　山根　大助
1　決定年月日　平成28年３月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

## 破産手続廃止及び免責許可決定

**平成２７年（フ）第５５号**
鹿児島県薩摩川内市祁答院町下手2821番地３
破産者　木浦　幸雄
1　決定年月日　平成28年３月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

**平成２７年（フ）第６５９号**
宮城県大崎市古川江合錦町１丁目４番17号
破産者　佐藤登美子
1　決定年月日　平成28年３月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

**平成２７年（フ）第１７０号**
群馬県館林市新栄町1985番地の10、前住所東京都港区芝３丁目34番１－1904号
破産者　鈴木凱星こと　李　　凱星
1　決定年月日　平成28年３月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所太田支部

**平成２７年（フ）第１９０号**
長野県須坂市大字仁礼1090番地７
破産者　石川　忠夫
1　決定年月日　平成28年３月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所民事部破産係

**平成２７年（フ）第２４号**
長野県飯田市鼎東鼎74番地３
破産者　米山　則夫
1　決定年月日　平成28年３月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所飯田支部

**平成２７年（フ）第５６号**
長野県飯田市松尾常盤台107番地４（市営住宅Ｉ－408号）
破産者　松下　祥子（旧姓田中）
1　決定年月日　平成28年３月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所飯田支部

**平成２７年（フ）第８８号**
長野県飯田市川路2386番地３
破産者　林　　富彦
1　決定年月日　平成28年３月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所飯田支部

**平成２６年（フ）第３９５０号**
奈良県香芝市五位堂1007番地　ＭＭＴヒルズ203号
破産者　池川　信弘
1　決定年月日　平成28年３月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２７年（フ）第１１０号**
兵庫県川西市南野坂１丁目３番地の39
破産者　木下　　繁
1　決定年月日　平成28年３月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２７年（フ）第１０２１号**
大阪府豊中市長興寺南１丁目３－５－303号、住民票上の住所大阪府豊中市曽根南町２丁目５番３号
破産者　小野まゆみ
1　決定年月日　平成28年３月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２７年（フ）第１８３８号**
大阪府茨木市駅前３丁目３－25　ミーナ茨木501号、申立時の住所大阪府茨木市稲葉町18番13号　リブレ三光７棟　201号
破産者　平尾　麻美（旧姓安藤）
1　決定年月日　平成28年３月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２７年（フ）第１９７３号**
大阪府枚方市桜丘町39番５－510号、前住所鹿児島県大島郡和泊町大字出花722番地
破産者　木之下敏人
1　決定年月日　平成28年３月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２７年（フ）第２０１７号**
大阪市中央区徳井町２丁目３番９－202号、開始決定時の住所大阪市中央区淡路町２丁目２番６－505号
破産者　徳川磊こと　ＣＨＥＮＧ　ＬＥＩ　程　磊
1　決定年月日　平成28年３月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２７年（フ）第２６５９号**
大阪府八尾市曙町３丁目123番地フラワータウン志紀Ｃ－302号、開始決定時大阪府高槻市氷室町４丁目13番１号
破産者　人長　　昭
1　決定年月日　平成28年３月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部